

特別支援教育における就学支援の在り方と課題に関する研究  
—就学前機関との連携に注目して—

教育実践力高度化コース・特別支援教育サブプログラム

松山 日南

【指導教員】 山中 冴子 葉石 光一 名越 斉子

【キーワード】 就学支援 特別支援教育 特別支援学校 就学前機関 切れ目のない支援体制

### 1. 課題設定

ベネッセ総合研究所(2019)によれば、障害または特別に支援を要する乳幼児が在籍する幼稚園・保育所等は、公立・公営では9割前後、私立・私営の園では7割～8割との調査結果が示され、幼稚園・保育所ともに経年で増加している。さらに、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室全てにおける児童生徒は増加している。

障害の早期発見と早期支援が重要であることはかねてより指摘されてきた(笹森, 2010; 岩本, 2022)。発達障害は先天的なものであり、その障害特性やこだわりは成長とともに変化していくため、可能な限り早期にアセスメントを行うとともに、幼児期、学齢期、就労期までのライフステージを通して継続的に、その時点の状況に応じた適切な支援を行うことが重要である。そのような観点からも子ども一人ひとりの育ちを支える的確な支援や連続性のある多様な学び場の充実・整備の重要性が説かれ、早期からの「一貫した教育支援」を目指すこと等があらためられて示されている(川崎ら, 2021)。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児期から就職までの切れ目のない、継続的な支援を行うことを目指している(文部科学省, 2021)。乳児期から幼児期にかけては、専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、福祉、保健等との連携の下に早急に確立することが必要である(文部科学省, 2022)。児童発達支援センターを含む、障害児通所支援施設等の積極的・効果的な活用により、高い教育効果が期待できるという(厚生労働省, 2021)。つまり、就学前機関での取り組みだけではなく、就学先の情報提供や就学機関からの情報を活用した実践が求められている。

そこで本研究では、①障害の早期発見・早期支援の取り組み、②継続した就学支援に向けての取り組み、③就学支援がどのように行われているのか、以上3点を埼玉県並びに埼玉県内B特別支援学校に焦点を当てて明らかにする。

### 2. 障害の早期発見

母子保健法に基づき市区町村が実施している「乳幼児健康診査」及び「母子訪問指導事業」や、児童福祉法に基づき市区町村が実施している「乳児家庭全戸訪問事業」は、疾病や障害などの早期発見の機会として重要な意義がある。これらの健康診査等で得られた情報を、障害のある子どもの早期発見と早期支援の取り組みに確実につなげていくとともに、就学時健康診断に生かすことが重要である(文部科学省, 2021)。

乳幼児については、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の実施が市区町村に義務付けられている。しかし、発達の個人差が大きい時期でもあり、障害の判断は慎重でなければならない。

地方公共団体によっては、法定健診である乳幼児健診や就学時健診に加えて5歳児健診が実施されている。そこでは就学に向けた事前の教育相談の機会が確保されることも求められている。

文部科学省(2021)によると、以下を通して、障害乳幼児支援の担い手を多層的にすることが重要とされている。それは、乳幼児健康診査や5歳児健康診査等と就学前の療育・相談との連携、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校や義務教育学校前期課程との連携を図ることである。次に、子供家庭支援ネットワークを中心とした事業など、教育委員会と福祉部局とが早期から連携して、子どもの発達支援や子育て支援の施策を行うことも当てはまる。

その際、地方公共団体が中心となって、教育と福祉等の効果的かつ効率的な連携体制を構築することや、担当者同士の信頼関係を築くことが求められている。具体的には、連携のキーパーソンとなる職員を配置するなど、互いの窓口を明確にすることで連携を容易にしたり、関係機関が集う協議会を活用して意識的に情報共有を行うなどである(文部科学省, 2018)。

### 3. 就学前の支援(療育、幼稚園、保育所)

就学前の支援は、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的

な指導及び訓練を行うものでなければならない(厚生労働省, 2021)。

#### ① 児童発達支援センター・児童発達支援事業所

児童発達支援センターは、児童福祉法上では、「日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練(及び治療)」を提供する施設と位置付けられている。しかし、障害の有無に関係なく、一般の児童発達支援事業所との役割分担も明確でない(厚生労働省, 2021)。

児童発達支援事業所とは、障害のある子どもに関連する児童福祉施設としては、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、入所施設として知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設がある(文部科学省, 2010)。

#### ② 幼稚園

幼稚園教育要領(文部科学省, 2018)では、以下のよう

に記されている。障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で、生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮する。特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携を図る。また、支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが求められるとしている。

#### ③ 保育所

保育所保育指針(厚生労働省, 2018)では、以下のよう

に記されている。障害のある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握することが重要である。また、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付ける。さらに、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や療機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ることが求められるとしている。

#### ④ 認定こども園

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説(内閣府, 2021)では、以下のよう

に記されている。障害のある園児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮していくことが重要である。また、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用する。例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが求められているとしている。

以上のような就学前機関とも関わりながら、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うためには、長期的な視点で一貫して教育・福祉・医療・労働等の機関が連携して支援できるよう、学校を中心とした「個別の教育支援計画」作成及び活用が鍵となる。斎藤ら(2016)は、障害の早期発見・早期支援の重要性について、発達障害者支援法でも指摘されているように、一次障害や二次障害の発生の予防が可能になることを挙げている。そのため、就学前から十分な支援を講じ、それを就学先につなげることが重要である。就学前からの継続的な支援体制の構築が求められる、としている。

#### 4. 就学支援における教育相談

乳幼児期から学校卒業まで、一貫して計画的かつ継続的支援を行うことが求められている。特に就学支援では、就学前機関と就学先との連続性を持たせ、スムーズに次の段階へと移行することが重要とされている。

例えば「障害者基本法」においては、障害者の社会への参加や参画に向けた施策の一層の推進を図ることを目的に、障害者一人ひとりのニーズに対応してかつ適切な支援を行うことを基本方針としつつ、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うこと等が示されている(茶谷ら, 2007)。

中央教育審議会初等中等教育分科会(2012)では、早期からの継続した教育相談・支援を行うことにより、本人・保護者に十分な情報提供をするとともに、幼稚園等における教育的ニーズと必要な支援の共通理解ができ、保護者の障害受容やその後の円滑な支援につなげること、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が合意形成を図っていくことが重要としている。

就学前の機関では、より質の高い療育を提供するために、支援体制や設備・環境を整えるとともに、関係機関との連携を深め、切れ目のない一貫した支

援を提供するための取り組みが進められつつある(文部科学省, 2021)。

厚生労働省(2022)では、就学に関する事前の教育相談の役割を、次のようにまとめている。本人及び保護者の障害等への理解に関することや保護者が障害のある子どもとの関わり方を学ぶことで良好な親子関係の形成へ関することの支援を把握すること。さらに、乳幼児期の発達を促すような関わり方に関することや障害による学習上又は生活上の困難を改善するための本人及び保護者の関わり方を検討すること。そして、学校における特別支援教育についての情報提供に関することなどの支援が必要と認識すること。

以上は、約10年後の中央教育審議会初等中等教育分科会(2021)でも改めて指摘されている。

### 5. 切れ目のない支援体制作り

文部科学省と厚生労働省の協働体制の下、2017(平成29)年から「トライアングルプロジェクト」など、教育と福祉の一層の連携を深めようとする取り組みが始まっている(厚生労働省, 2018; 岩本ら, 2022)。

このプロジェクトは、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子どもやその保護者が乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進することを目的としている。

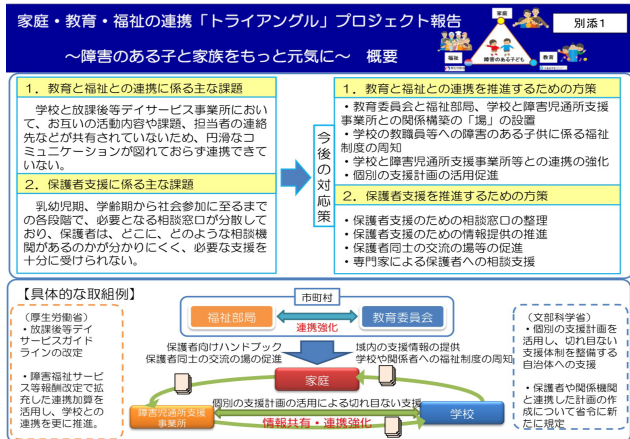


図1: 「トライアングルプロジェクト」について文部科学省「別添1 家庭・教育・福祉「トライアングル」プロジェクト報告」

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/mterial/1404500.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/mterial/1404500.htm)) (2023.01.31 閲覧)

2018(平成30)年の取りまとめでは、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業等の福祉制度について校長会や教職員の研修会等にて周知すること

や、「個別の教育支援計画」の作成・活用に保護者や関係機関の参画を促すこと等が盛り込まれた。

しかしながら、福祉、教育、保健、医療など関係機関の縦と横の連携が十分とはいえず、特に実際の教育現場では、依然として就学時の不十分な引き継ぎ等に起因する様々な問題が発生し、子どもや保護者の思いを受け止められないまま、スムーズな移行ができていないケースが散見されることが指摘されている(岩本ら, 2022)。

このような状況を改善するためには、就学前も子どもとかかわってきた関係者・機関と連携した支援が必要である。そして、その支援を学齢期の「個別の支援計画」に引き継ぐことが望ましい。本人の支援体制を確立すること、周囲への理解啓発と連携を図ることを主旨として、幼稚園や保育所が中心となって「個別の教育計画」を作成する。小学校入学前に作成された計画は、就学相談時から入学する小学校等で引き継ぎ、支援内容・支援方法等に活用していく。

このように、就学前の施設から、それぞれの子どもに対する支援の方法や内容をまとめ、次の機関へと移行するような引継ぎが必要である。早期から行なっている支援を把握することでスムーズな移行を目指しながら、長い目で見た一貫した支援を実現することができるのではないかと期待される。

### 6. 継続した就学支援のための取り組み例

#### (1) スタートカリキュラムの推進

スタートカリキュラムスタートブック(文部科学省ほか 2015)によると、スタートカリキュラムとは、「小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出ししていくためのカリキュラム」としている。

岩本ら(2023)は、知的障害を対象とする特別支援学校小学部1学年において、保育所や幼稚園、児童発達支援事業所などでの支援内容を引き継ぎ、新しい学校生活の中で安心して円滑な学校生活をスタートさせるためのカリキュラムについて考察した。実践では、個別の教育支援計画や個別の指導計画との整合性を図りながら、教科横断的な視点と系統性を意図した指導計画の作成を試み授業につなげた。このような取り組みの結果、児童は他者とのつながりの中で、学習に見通しをもって取り組む姿が見られ、主体的な活動を引き出

すことができた」と記されていた。特別な支援を必要とする児童の場合は、幼稚園・保育所等に加え、就学前に並行通園していた児童発達事業所等での学びと育ちも、就学後を見据えた活動を取り入れることでスムーズな就学につながる。就学前の支援内容と子どもの変容については、特別支援学校にとっても指導計画等を作成する上で有効な手掛かりとなるため、引き継ぎ資料や移行支援計画等の中に記入欄を設けるなどの工夫が必要になってくる(岩本ら, 2023)。

## (2) スタートカリキュラムから架け橋プログラムへ

2023年5月には、スタートカリキュラムが、幼保小の架け橋プログラムに更新された。幼保小の架け橋プログラムとは、子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期(義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すものである(文部科学省, 2023)。

実際に神奈川県横浜市では、大都市ならではの規模や多様性を踏まえた架け橋プログラムを『「よこはま☆保育・教育宣言」を架け橋期で具現化する試み』と称して、推進している。その目的は、架け橋期の子どもたちの遊び・学びの充実、多様性に対応したカリキュラムマネジメントの実現、職員・保護者・市民の対話機会の増加の以上3点である。そして、幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実を図るため、接続期運営委員会(架け橋期のカリキュラム開発会議)を設けている。横浜市における小学校のスタートカリキュラム実施率は100%であり、幼稚園、保育所が小学校への接続を意識した取り組みの実施率は85%である。

このような働きは全国にも徐々に広がっており、就学後のフォローアップが見直されている。

## (3) 個別の教育計画の策定

就学後のフォローアップと柔軟な対応として、文部科学省(2021)では、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当である、とされている。また、個別の教育的支援計画及び個別の指導計画について、関係機関と連携した効果的な運用方法を確立する必要がある。

姉崎ら(2007)は、引き継ぎについて、幼稚園や保育所等から小学校への単なる情報伝達ではなく、小学校就学後の本人なりの育ちや学びを見据えた上で、関係者が連携と共同により十分時間をかけて共通理解し、総意に基づく決定を行うことが必要であると述べている。

また佐藤ら(2017)は、障害児の就学先決定に向けた支援体制に必要なのは、子どもの情報を引き継ぎ・共有する機能や関係機関と連携するための機能であると述べている。

このように、接続期が重要視され、連携の方法として、引き継ぎ資料や移行支援計画の活用が挙げられている。また、児童がスムーズに学校生活に慣れていくことができるよう、幼稚園保育園の段階から、小学校を意識した指導をおこなったり、小学校では幼稚園保育所を意識したような活動を多く取り入れるなどしている。このような取り組みを行うには、地域での幼保小連携が必要不可欠であり、定期的な情報交換の場を設けることも重要である。

## 7. さいたま市を含む埼玉県の就学前機関の設置状況

現在、埼玉県内には私立幼稚園が437園、認可保育所が1409園、認定こども園が174園設置されている(2023年5月1日現在)。その他にも、0~2歳を対象とした地域型保育所や、小規模保育所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所が設置されている。さらに、発達障害の子どもに作業療法士等の専門職が個別療育を提供する地域療育センターが9か所ある。また、児童発達支援センターが74か所に設置されている(埼玉県, 2023)。

地域療育センターとは、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床発達心理士などの専門職がアセスメントにより子どもの特性を把握し、子どもに合った個別療育を提供することによって子どもの発達を促す施設である。

埼玉県の就学前機関は、資料の趣旨や内容を十分に踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を実施するために、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援についての共通理解を深めることが大切とされている。

児童発達支援事業所であるA療育機関は、遊びや生活を通じて、子どもの育ちの支援と安定した家族関係に向けた支援を行っている。ここでは、生活の自立と遊びへの意欲と、そして、社会性を育てることを目的に、父母教室、個別面談、親睦会などを実施している。また、地域の児童相談所、障害福祉担当課、学校教育担当課及び特別支援学級や特別支援

学校などの関係機関との連携をおこなっている。指導員・保育士に加え、小児精神科医士や作業療法士などの専門職がさまざまな方向から子どもの育ちを支えている。加えて、例えば、発達相談、障害児相談支援、保育所訪問支援、巡回相談、週に1回程度の親子で通園する活動といった、地域に向気田療育もおこなっている。親子での通園事業では、親子遊び（主に運動遊び、スキンシップリズム、玩具遊びなど）を通して、親子の関係づくりや発達支援、子育ての支援を行うことを目的としており、対象児は障害や発達の問題がある2歳以上の子どもとなっている。さらに、就学先の相談もおこなっている。就学に向けて、就学前施設から就学先に必要な情報が渡ることによって、子どもの実態や予想される支援が事前に把握され、スムーズな就学移行が期待できる。

## 8. 埼玉県における特別支援教育

埼玉県では、切れ目のない継続した支援を目指して、関係機関と連携を試みながら、児童一人ひとりの実態に合わせた就学支援に取り組んでいる。

埼玉県(2023)によると、埼玉県における特別支援教育の現状として、小・中学校等における通級による指導や特別支援学級、特別支援学校において特別な支援を必要とする幼児児童生徒は増加を続けている。また、小・中学校等や高等学校の通常の学級においても、発達障害など特別な配慮や支援を必要とする様々な児童生徒が在籍している。こうしたことから、就学前を含む特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において、これまで以上に、一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じた指導・支援を充実することが課題となっている。そこで、これらの課題に対応するため、特別支援教育を総合的に推進する新たな計画（埼玉県特別支援教育推進計画）が策定され、取り組みを進める必要が確認された（埼玉県教育委員会, 2022）。

埼玉県特別支援教育推進計画(2022)は、①連続性のある「多様な学びの場」の充実、②特別支援教育を担う教職員の専門性向上、③教育環境の整備、④関係機関の連携強化による切れ目のない支援の充実、以上4点を目指している。

就学支援の取り組みとしては、①特別支援教育コーディネーター等の園内体制の整備、②教員に対する資質向上に向けた研修機会の充実、③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、④幼保から小学校へ支援をつなぐ特別支援教育研修への講師派遣等の協力、以上4点を主に行なっている（埼玉県教育委員会, 2022）。

発達障害については、県内9市町をグランドモデル地区・重点推進地域に指定し、発達障害の早期発

見・早期支援に向けた取り組みを実施してきた。早期発見・早期支援のポイントは教育・保健医療・福祉等の子ども達を支える様々な機関の横の連携であるとされ、サポート手帳の普及や、幼児向けの通級指導教室の開設など、保護者の障害受容を支える取り組みも行われている（埼玉県教育委員会, 2011）。

また、さいたま市では、埼玉県特別支援教育推進計画を基に、『第2期さいたま市教育振興基本計画～人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進～』を取りまとめた。計画期間としては、2019年から2028年度である。この計画の基本的方向性1では、保育所・幼稚園等・小学校の連携が目指されている。就学先が保育所の保育や幼稚園等の教育、療育施設の療育の内容に対する理解を深め、保育所、幼稚園、認定こども園、療育施設及び小学校、中学校、特別支援学校の連携を強化し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育活動の一層の充実を図る。さらに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ることとされている。

## 9. さいたま市の潤いファイルについて

さいたま市(2023)では、就学移行期における相談を「就学相談」としている。就学先を決定するための相談ではなく、家庭や関係機関と連携し、継続的な支援へ繋げることを目的としている。就学相談では、特別支援教育に関わる様々な情報を提供するとともに、子どもの健康状態、発達や障害の状態など総合的に実態を把握し、子どものもっている力を伸ばすための教育的支援や教育的ニーズについて保護者と共に考える。就学後は、継続した相談・支援につなげるため「潤いファイル」を保護者が作成・活用することを援助し、必要に応じて就学後へつなげる相談・支援をおこなっている。

「潤いファイル」とは、出生からの成長の様子と関係機関（教育・医療・福祉・保健・労働）で受けてきた支援の計画や内容を一冊にまとめ、保護者（子ども）と関係機関との連携を円滑にするための個別ファイルである。管理は、保護者又は子どもが行う。

潤いファイルには、本人の障害特性や本人に合った社会生活のあり方や本人や家族の思い、願い、必要な支援について書かれる。それらを就学相談の際に活用し、より切れ目のない支援を目指す。さらにそれらの情報が校内委員会につながり、個別の教育支援計画、個別の指導計画の策定や教育的ニーズ、困難さの克服・改善に向けた取り組みにつながる。

潤いファイルを用いることで、以上のようなスムーズな就学支援が目指されている。

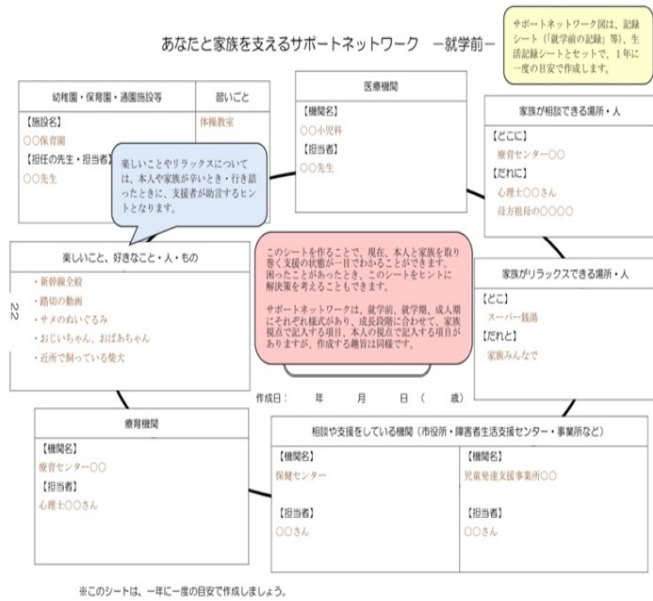


図2：「潤いファイル」について/さいたま市  
<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/001/p008954.html> (2023. 12. 10 閲覧)

### 10. B 特別支援学校の概要

ここからは、筆者が聞き取りを行ったB 特別支援学校の就学支援についてみていく。

B 特別支援学校は知的障害を対象としており、小学部、中学部、高等部の児童生徒約 60 名が在籍している。今回インタビューに答えていただいたのは、小学部主任の教員である。

- (1) 入学を考えている児童の入学選考までの流れ
  - (2) 次年度入学予定の児童についての就学前機関との情報共有について
  - (3) 引継ぎ資料について
  - (4) 次年度入学予定の児童に関する会議について
- 以上の4点を軸に質問し、回答を得た。

#### (1) 入学選考までの流れ

まず、入学を考えている児童の入学選考までの流れとして、学校見学の機会を6月と12月に設けている。ここでは、学校内での児童生徒の様子を見学でき、質問や相談があれば、担当教諭に問うことができるようになってきている。8月頃、受験希望者を対象に入学説明会を実施し、入学選考の前に一度、事前に学習を体験できる環境を整えている。ここでは、保護者と面談する機会も設けている。これらの取り組みを経て、入学選考が行われる。

#### (2) 次年度入学予定の児童についての就学前機関との情報共有について

入学する前年度の2月中旬から3月にかけて、児童が通っている就学前機関を訪問し、担当教員との引継ぎを行なっている。ここでのねらいは、児童の様子を参観したり、担当教員と面談をしたりして、入学後の指導上参考となる情報を得ること、必要に応じて旧担任教員に連絡したり参観を依頼するためにB 特別支援学校入学後も継続して連絡の取れる関係を構築することである。B 特別支援学校から就学前機関に依頼する取り組みは特にないが、どのような部分を伸ばしてほしいか、どのような姿になってほしいかなどの就学前機関としての願いを具体的に把握するという。担当教員との連携は、「個別の指導計画」を作成することを念頭においた児童の実態把握や必要な情報の収集に生かされていた。その際、訪問後にまとめられる引継ぎ資料が重要であることがわかった

### (3) 引継ぎ資料について

引継ぎ資料には、就学前機関で生活をする児童の現在の状態を書くことができる。

令和5年度新生 引き継ぎ用紙	
児童名	訪問者
現在の状況	対応者
健康の保持	「寝替え」 「食事」 「排便」 「健康上の配慮事項」
心理的な安定	「苦手な状況や場面」
人間関係の形成	「大人との付き合い」 「子どもとの付き合い」 「集団参加」
環境の把握	「文字・言語(国語等)」 「表現方法(図工・音楽を含む)」 「数量・図形の理解(算数等)」
身体の動き	「体の動き(姿勢・移動)」 「手指の操作」
コミュニケーション	「コミュニケーションの理解」 「コミュニケーションの表出」
特記事項	「興味関心」 「障害特性による配慮事項」
保護者について	
その他	

図3：B 特別支援学校における引継ぎ資料

項目は、健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション、特記事項、保護者について、その他、に分かれており、これらを基に個別の指導計画を作成したり、次年度の予想される支援方法について検討する。見学で把握できなかった部分については、就学前施設の担任教員に伺い、実態を把握する。保護者については、就学前機関とどのような連携を行って

いるのか、保護者が子どもに対してどう育ってほしいと思っているかなどの情報を得る。

#### (4) 次年度入学予定の児童に関する会議について

就学前機関を訪問する前にも、小学部で会議を行い、就学前機関でどのようなことを重点的に見学したり聞いたりするのかなどを小学部の教員全員で確認している。教員同士の就学支援にたいする認識を統一させてから就学前機関に訪問している。

就学前機関を訪問した後の会議は、先の引継ぎ資料を基に行われる。児童についての情報を共有すること、児童が入学後、新しい環境にも早く慣れることができるよう、予想させる支援等を検討し、小学部教員全員で、入学に向けての準備を進めることの2点を目的に行われる。就学前機関への訪問の際に使用した引継ぎ資料を基に会議が行われている。

就学機関と連携する利点は、予想される支援の準備ができることや、個別の指導計画の策定に早くから取り組めることである。実際に就学前機関に訪問し、慣れている環境の中で見える児童の姿を就学前から把握しておくことが重要である。

#### 1 1. まとめと考察

障害のある子どものスムーズな就学に向けての支援を行うには、多岐に渡る取り組みが行われており、就学前機関との連携が特に重視されている。

まずは、障害乳幼児支援の担い手を多層的にするために、乳幼児健康審査や5歳児健診等と就学前の療育・相談との連携、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校や義務教育学校前期家庭との連携を図られている。その際、教育機関や福祉機関が継続的な対話や情報共有に努め、関係者全体や目標や価値観を共有して取り組むことが重要である。そのためには、効果的なプロセスやコミュニケーション手段を整備して、円滑な情報伝達や連携が行われるように工夫することが求められる。

就学前の支援は、障害児の実態に合わせ、適切かつ効果的な指導を行う必要があることがわかった。A療育機関では、生活の自立と遊びへの意欲、そして社会性を育てることを目的に、父母教室、個別面談、親睦会などを設定した。就学支援としては、保護者や関係機関などと就学先の相談をおこなっていた。就学前機関では、就学前から十分な支援を提供するとともに、それを就学先に繋げるための経過雨的な支援体制を構築する必要がある。また、個別の支援計画を計画的かつ組織的に確実に策定し、指導内容や方法を工夫することも求められる。

B特別支援学校は、就学支援を就学時の取り組みとは捉えず、年間を通して就学に向けて支援を行っ

ていることがわかった。切れ目のない継続した支援として、具体的には以下に取り組んでいた。

まず、年度の初めから学校公開や説明会を実施し、早期から就学支援を展開していることがわかった。

また、入学予定の児童だけでなく、保護者や教員が、スムーズに就学へ移行できるようにするためには教員の児童に対する共通理解と就学前機関との連携が重要である。引継ぎ資料を基に、教員全員で会議をもち、教員全員が次年度入学予定の児童の実態や予想される支援について共通理解していた。

引継ぎ資料には、就学前に子どもが慣れた環境で見せる姿が記録され、就学後の支援の検討に生かされていた。引継ぎ資料の項目は個別の計画に沿っており、担当教諭に話を聞いたりしながら、就学前の児童の実態が把握されていた。その際、児童だけではなく、保護者の願いや思いも就学前機関を通して共有されていた。このように就学前機関から引継いだ情報を基に個別の指導計画を作成されていた。

以上のA療育機関とB特別支援学校の取り組みから、長い目で見た就学支援が必要であると言える。就学前から行われる教職員の会議をすることにより、教員全体で就学に向けた共通認識を持つことができる。また、B特別支援学校が入学予定者を把握するため、就学前機関を訪問していたように、就学後も継続して連絡の取れるような連携体制を形成することも重要である。その際、引継ぎ資料の活用が有効である。引き継ぎ資料を基に、就学前からの情報を集めることで、特別な支援が必要な児童の個別のニーズや発達段階を理解しやすくなり、就学後の児童の一人ひとりに合わせて必要となると予想される支援方法や支援内容について、全教員が共通した見通しを持つことができる。

切れ目のない一貫した支援は、保護者がどのような就学先を選択したとしても、子どもにとって最善の教育を保障できる体制づくりに欠かすことはできないと考える。

#### 1 2. 今後の課題

B特別支援学校以外の取り組みも幅広く調べることで、就学前機関との連携の工夫や実践への活かし方をより深く検討する必要がある。

また、就学先は特別支援学校にとどまらないことを踏まえれば、小学校への就学支援も視野に調査することが求められる。

#### 【参考文献】

・笹森洋樹, 後上鐵夫, 久保山茂樹, 小林倫代, 廣瀬由美子, 澤田真弓, 藤井茂樹(2010) 発達障害のある子どもへの早期発見・早

- 期支援の現状と課題。国立特別支援教育総合研究所編, 国立特別支援教育総合研究所, 37 巻, pp. 3-15.
- ・川崎徳子, 立川亜紀子, 板持春那, 奥住麻子, 丸山裕奈(2021)就学前段階からの総合的な相談支援を行う療育センターのあり方～子どもの幸せにつながるよりよい就学支援をめざして～. 教育実践総合センター研究紀要, 52 巻, pp. 23-33.
  - ・文部科学省(2021)新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議.  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext\\_00644.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html), (2023 年 12 月 26 日閲覧)
  - ・文部科学省(2022)特別支援教育の現状.  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm), (2024 年 1 月 10 日閲覧)
  - ・厚生労働省(2021)障害児通所支援の在り方に関する検討会.  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19218.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19218.html), (2023 年 12 月 1 日閲覧)
  - ・文部科学省(2021)障害のある子供の教育支援の手引き.  
[https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt\\_tokubetu01-000016487\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_tokubetu01-000016487_01.pdf) (2024 年 1 月 6 日閲覧)
  - ・厚生労働省(2021)児童発達支援事業の現状と課題について.  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000817841.pdf>. (2023 年 12 月 25 日閲覧)
  - ・厚生労働省(2021)児童発達支援センターの位置づけについて  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000791881.pdf> (2023 年 1 月 13 日閲覧)
  - ・文部科学省(2010)特別支援教育について.  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_m.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/01_m.htm). (2024 年 1 月 12 日閲覧)
  - ・文部科学省(2018)幼稚園教育要領解説.
  - ・厚生労働省(2018)保育所保育指針解説.
  - ・内閣府(2021)認定こども園制度の概要.  
[https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/kaigi/doc/senmon138shi02\\_8.pdf](https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/kaigi/doc/senmon138shi02_8.pdf) (2023 年 8 月 3 日閲覧)
  - ・岩本伸一, 橋口知, 小久保博幸(2022)特別な支援を必要とする子どもの就学時連携の在り方-児童発達支援事業所へのアンケート調査からの考察-. 鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要, 31 巻, pp. 124-133.
  - ・厚生労働省(2017)乳幼児健康診査事業実践ガイド.  
[https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro\\_jigyoo/](https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyoo/). (2023 年 10 月 30 日閲覧)
  - ・斎藤遼太郎, 池田吉史, 奥住秀之, 國分充(2017)保幼小連携と特別支援教育に関する文献検討. 東京学芸大学紀要, 68 巻, pp. 185-191.
  - ・茶谷和美, 西田福美, 中川早百合, 金森裕治(2007)特別支援教育における就学支援のあり方の一考察-教育と医療の連携について-. 大阪教育大学障害児研究紀要, 第 30 号.
  - ・文部科学省(2012)中央教育審議会初等中等教育分科会
  - ・文部科学省(2021)中央教育審議会初等中等教育分科会
  - ・文部科学省, 障害のある子供の就学先決定について.  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shugaku/detail/1422234](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422234)(2023 年 11 月 16 日閲覧)
  - ・文部科学省(2018)家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト～障害のある子と家族をもっと元気に～.  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm). (2023 年 1 月 7 日閲覧)
  - ・国立教育政策研究所(2015)スタートカリキュラムスタートブック.  
[https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/startcurriculum\\_minni.pdf](https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/startcurriculum_minni.pdf). (2023 年 12 月 19 日閲覧)
  - ・岩本伸一, 江口靖子, 小久保博幸, 橋口知(2023)特別支援学校におけるスタートカリキュラムの開発-小学部知的障害学級における実践と評価-. 鹿児島県大学教育学部研究紀要, 教育実践編, 74, 47-58.
  - ・横浜市(2019)スタートカリキュラム.  
[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/renkei/20170216154302.files/0001\\_20190304.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/renkei/20170216154302.files/0001_20190304.pdf). (2024 年 1 月 20 日閲覧)
  - ・文部科学省(2023)幼保小の架け橋プログラム.  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1258019\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm). (2024 年 1 月 29 日閲覧)
  - ・文部科学省「個別の教育支援計画」について.  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361230.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361230.htm). (2023 年 12 月 4 日閲覧)
  - ・文部科学省(2021)障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～. [https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt\\_tokubetu01-000016487\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_tokubetu01-000016487_01.pdf). (2024. 1. 28 閲覧)
  - ・佐藤麗奈, 今枝史雄, 菅野敦(2018)障害幼児の就学先決定に向けた支援体制に関する研究-教育委員会の運営する支援教室との関係から-. 東京学芸大学, 総合教育化学系Ⅱ, 69:463-475.
  - ・姉崎弘, 大原喜教, 簗岸加寿子, 森倉千佳(2007)特別支援教育における就学指導委員会の在り方に関する一研究-「個別の就学支援計画」の策定・引継ぎを中心に-. 三重大学教育学部附属教育実践総合センター紀要, 27, 57-61
  - ・埼玉県教育委員会(2022)令和 4 年度版埼玉の特別支援教育.  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/h27saitamano-tokubetusienkyouiku.html>. (2023 年 1 月 13 日閲覧)
  - ・埼玉県(2022)埼玉県特別支援教育推進計画.  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/suishinkeikaku.html>. (2023 年 12 月 24 日閲覧)
  - ・さいたま市(2023)特別支援教育.  
<https://www.city.saitama.lg.jp/003/002/017/index.html>. (2024 年 1 月 12 日閲覧)
  - ・さいたま市(2023)「潤いファイル」について.  
<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/001/p008954.html>. (2024 年 1 月 26 日閲覧)